



2026年6月25日

各 位

会社名 株式会社 クレハ
代表者名 代表取締役社長兼CEO 名武 克泰
コード番号 4023 (東証プライム)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長
小川 隆之
(TEL 03-3249-4651)

業績連動型譲渡制限付株式報酬としてのユニットの付与に関するお知らせ

当社は、2026年6月25日開催の取締役会において、パフォーマンス・シェア・ユニットを用いた制度である業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）に基づき、当社の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に対し、業績評価期間中の業績目標の達成度等に応じて算定される数の当社普通株式の交付を受ける権利（以下「本ユニット」といいます。）を付与することを決議（以下「本付与決議」といいます。）いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 本ユニット付与の概要

(1) 対象者

当社の取締役 4名

※ 社外取締役を除きます。

(2) 本ユニットに基づき交付する株式数

本ユニットに基づき交付する株式数は、発行数が最も多くなる場合の想定数で41,730株、その金額は、2026年6月24日（本付与決議の日の前営業日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1株3,845円を用いて算定すると、160,451,850円となります。

2. 本ユニット付与の目的及び理由

当社は、2023年5月17日開催の取締役会において、対象取締役に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めること、および当社の業績と取締役の報酬との連動性を明確にすることを目的として、対象取締役に對して、本制度を導入することを決議し、2023年6月27日開催の第110回定時株主総会において、本制度により対象取締役に對して発行または処分される当社の普通株式の総数は年間72,000株以内とし、その金額は既存の金銭報酬枠とは別枠で年額300百万円以内とすること等につき、ご承認をいただいております。

当社は2026年5月12日に「『中期経営計画（2026年度～2028年度）』- Technology to Value 2028（技術を価値へ）」の策定について公表いたしましたが、2026年6月25日開催の取締役会において、対象取締役4名に対し、当社の取締役に当該中期経営計画の達成に対するインセンティブを付与すること等を目的として、当該中期経営計画において掲げている業績目標等を踏まえた内容の本ユニットを付与することを決議いたしました。

3. 本制度及びユニットの仕組み等

本制度は、当社の取締役会において、基準となる株式数、業績評価期間（以下「評価期間」といいます。）および評価期間中の業績目標を定めて、評価期間終了後に当該業績目標達成度に応じて算定される数の当社の普通株式を付与するパフォーマンス・シェア・ユニットを用いた業績連動型株式報酬であり、付与される当社の普通株式に一定の譲渡制限を付する制度です。

本ユニットに係る評価期間は、2026年4月1日から2029年3月31日までとし、評価期間中の業績目標の達成度等に応じて評価期間の終了後に当社の普通株式（以下「最終交付株式」といい、交付される最終交付株式の数を「最終交付株式数」といいます。）を交付します。

(1) 最終交付株式数の決定方法

最終交付株式数は、評価期間中の各事業年度における評価指標の達成度により「各事業年度における確定交付株式数」を算定し、それらの合計で算出するものとします。また、評価指標及び評価ウェイトは、コア営業利益（30%）、EBITDA（30%）、ROE（30%）およびESG経営指標（CO2排出量（グループ）、廃棄物排出量削減量（単体）、（従業員の）自発的行動に関する好意的回答指数（単体）および女性管理職比率（単体））（10%）とします。

各事業年度に係る確定交付株式数は、以下の計算式により算出されます。

$$\begin{aligned} & \text{各事業年度に係る} \\ & \text{確定交付株式数} = \text{各事業年度に係る基準交付株式数} \\ & \quad \times \{ \text{①コア営業利益に係る株式交付割合} \times \text{評価ウェイト (30\%)} \\ & \quad + \text{②EBITDAに係る株式交付割合} \times \text{評価ウェイト (30\%)} \\ & \quad + \text{③ROEに係る株式交付割合} \times \text{評価ウェイト (30\%)} \\ & \quad + \text{④ESG経営指標に係る株式交付割合} \times \text{評価ウェイト (10\%)} \} \end{aligned}$$

(i) 各業績指標に係る株式交付割合は、0～200%の範囲で変動します。

(ii) 「コア営業利益、EBITDAおよびROEの株式交付割合は、各業績指標の目標値に対する実績値の割合を基に算定し、ESG経営指標の株式交付割合は評価結果によるものとします。

(2) 権利消滅事由

対象取締役が当社の株式の交付等を受けるまでの間に一定の非違行為等の事由に該当したときは、当社株式等の交付を受ける権利を取得しません。なお、評価期間中に、対象取締役が当社取締役会が正当と認める理由により当社の取締役を退任した場合等には、当社株式の交付に代えて、一定の金銭を支給することがあります。

(3) 組織再編等における取扱い

評価期間開始後に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約ま

たは株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社株式の交付に代えて、一定の金銭を支給することがあります。

(4) 譲渡制限

本ユニットに基づき対象取締役に交付される株式には、株式が交付された日から当社の取締役または執行役員のいずれも退任する日までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないとの譲渡制限を付することとし、その期間中に、対象取締役が法令、社内規則または本ユニット付与に係る契約の違反その他当社取締役会で定める一定の事由に該当した場合、当社が交付した株式を無償で取得することとします。

以 上